

# 解体等工事における 事前調査の徹底について

—全ての解体・改造・補修工事に  
義務づけられています—

環境生活部環境保全課

1

## アスベストとは

アスベストは、天然にできた鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれており、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類がある。

アスベストは、極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいいため、建材（吹付け材、保温材、断熱材、成形板など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングなど）など、様々な工業製品に使用されてきた。

しかし、アスベストは肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、新たなアスベスト製品等の製造・使用等が禁止されている。

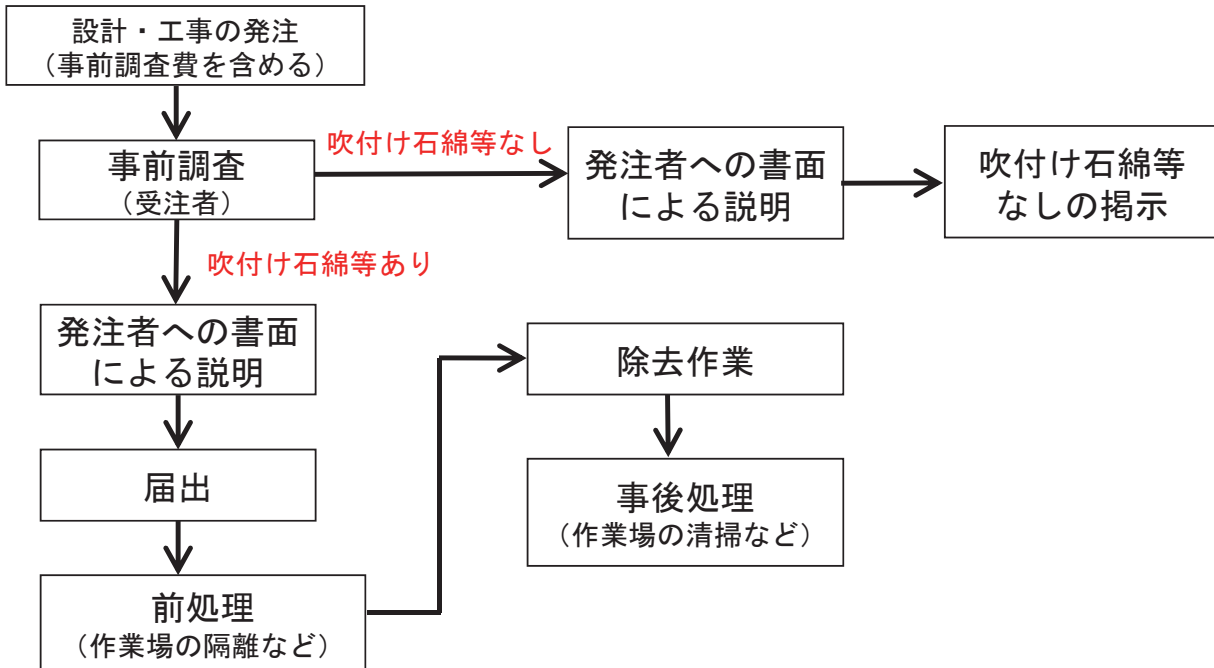
（アスベスト関連疾患等）

部位	アスベストばく露に非特異的	アスベストばく露に特異的
肺	じん肺 肺がん びまん性間質性肺炎	石綿肺
胸膜	良性胸膜炎 びまん性胸膜肥厚 円形無気肺	胸膜中皮腫 胸膜プラーク
腹膜		腹膜中皮腫

2



# 解体等工事の手順



石綿使用の有無の事前調査や受注者から発注者への調査結果の説明が必要

5

## 事前調査とは(1)

建築物等（建築物その他の工作物）の解体・改造・補修工事を行うときは、あらかじめアスベスト含有吹付け材、アスベストを含有する断熱材・保温材・耐火被覆材、その他石綿含有建材（石綿含有成形板等）の使用状況を調査する必要がある。

（建築物）

建物本体のほか、建物に設ける建築設備（電気、ガスの設備や煙突等）

（工作物）

道路、橋、堤防等の建造物、排水用トンネル、コンクリート擁壁、電柱及び電線など

※関係法令：大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、建設リサイクル法

6

## 事前調査とは(2)

(調査実施者)

解体等工事の受注者及び自主施工者

(調査方法)

目視、設計図書等を確認することや分析により調査

- 目視、設計図書等により調査する方法ではアスベストの使用の有無が明らかにならなかった場合には、アスベストの使用の有無を分析により調査
- 設計図書のみで判断せず、現地調査を行い設計図書との整合性の確認が重要

(発注者の義務：大気汚染防止法第18条の17 第2項)

発注者は、事前調査が適切に実施されるよう、受注者が行う当該調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

事前調査の予算措置や設計図書、過去の改修記録などの提供が必要

7

## 事前調査の留意事項

事前調査の不徹底により、アスベストが飛散する事案が発生している。  
このため、当該調査においては、以下の事項に留意する必要がある。

- ・ 県有施設におけるアスベストの使用実態調査では、全ての建材を対象としておらず、当該調査で「使用なし」と判断された施設においてもアスベストが使用されている可能性があること
- ・ 目視では確認できない箇所にアスベストが使用されている可能性があること（壁裏など）
- ・ 全ての解体・改造・補修工事に事前調査が義務付けられていること

8

## 補足（１）

（石綿含有仕上塗材）

石綿含有仕上塗材は、建築物等の内外装仕上げに使用されており、解体等工事においては、除去時に飛散するおそれがある。

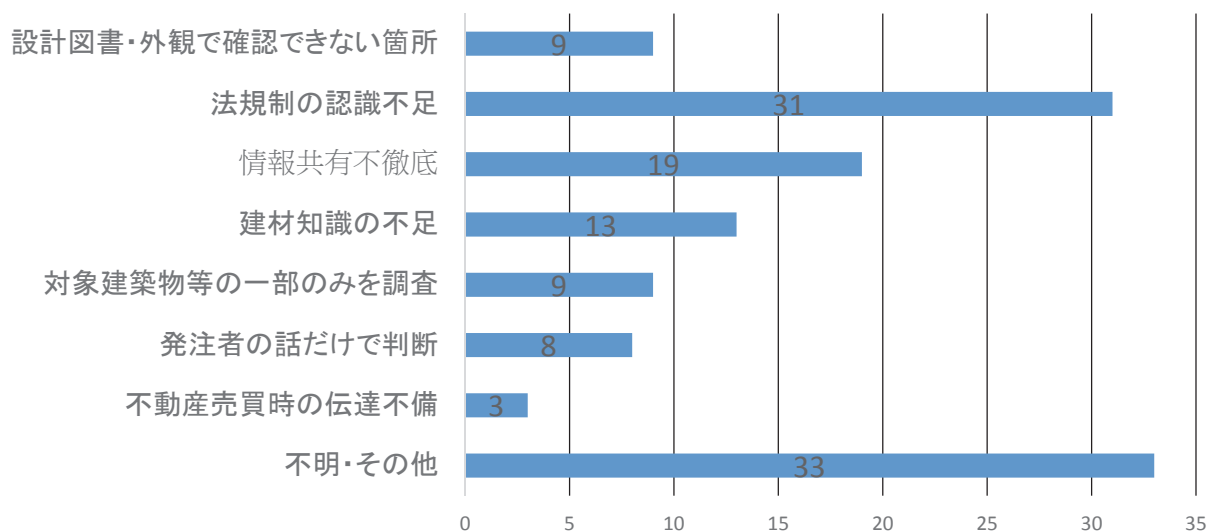
従来、当該仕上塗材は、レベル3の建材として取り扱われ、大気汚染防止法の届出義務の対象外とされることが多かったが、平成29年5月30日付け環境省通知（参考資料6）で石綿含有仕上塗材は、吹付け工法で施工されたものや施工方法が不明な場合は、吹付けアスベスト（レベル1）とみなし、大気汚染防止法の届出や作業基準を遵守する必要があるとされた。

なお、ローラー塗り等の吹付け以外の工法で施工されたものについては、届出は不要であるが、適切な飛散防止措置を講ずる必要がある。

9

## 補足（２）

（事前調査の不徹底によりアスベスト使用が把握されずに工事が行われた事例の発生原因）



※環境省への報告事案（事案数106件（原因の重複あり）、平成26年6月1日～平成28年3月31日）

出典：環境省通知「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について」（参考資料7）

10